



# 経営者の皆様へ



## 労働問題

に関する

✓ 交渉

✓ 労働審判

✓ あっせん

✓ 労働訴訟

各種対応  
いたします



### 解雇、懲戒処分等の適切な対応

労働契約法では、解雇や懲戒処分が認められるのは、客観的にみて合理的な理由が存在し、社会通念上相当な場合に限りです。解雇等に関しては会社に対する制約が多く、場合によっては無効と評価されてしまうケースもあります。適切な手順を進めるために法律の専門家である弁護士のサポートが必要不可欠です。



### 不当解雇の訴え及び損害賠償請求

従業員から不当解雇であると争われた場合、会社はその解雇ないし退職勧奨が法的に有効であることや、正当な理由によるものであることを主張立証する必要があります。弊所では、紛争を未然に防ぐための労務管理体制の整備をサポートするとともに、紛争案件については事案を徹底的に精査・検討し、的確かつ迅速な問題解決を図ります。



### 従業員からの金銭請求(残業代など)

従業員から残業代請求を受けた場合、会社は残業代の有無を確認し、未払分があれば支払う必要があります。弊所にご依頼いただければ、給与体系、勤務実態等のあらゆる事情を勘案して支払義務の有無を検討するとともに、会社に対するマイナスイメージを最小限に抑えるべく対応します。

❗ 2020年4月、民法改正により、残業代請求の時効が「2年」から「3年」に延長されました。



### 配置転換、出向命令等の拒否

出向・転籍には従業員の同意が必要ですが、人事異動権を就業規則に記載及び周知している場合、同じ会社内での配置転換には会社の裁量権が広く認められます。しかし、配置転換命令が契約外の職種や勤務エリアでの勤務を命じる内容であった場合などは、命令が無効になるおそれがありますので注意が必要です。



### セクハラやパハラ、マタハラなどの職場環境トラブル

ハラスメントトラブルは、単に当事者同士の問題ではなく、職場環境配慮義務違反など企業としての責任が問われます。トラブル発生時には、速やかに調査を実施し、被害者のケアや加害者に対する指導、懲戒処分等の対応が必要です。



### 労働組合、外部ユニオンとの団体交渉

労働組合の結成・加入、団体交渉の申入れは従業員の権利であり、会社はこれらに応じる必要があります。団体交渉においては会社として不当労働行為に該当しないよう、労働組合法のルールを十分理解して進める必要があります。



### 従業員が起こした刑事事件への対応

従業員が刑事事件を起こした場合、速やかな事実調査はもちろんのこと、従業員の逮捕後から刑事処分が確定するまでの間の出勤調整や、解雇・懲戒処分などの対応を慎重に検討し、適切に対処することが重要です。



### 従業員の業務上横領

社内での横領等が発覚した場合、速やかに事実確認を行い、被害金額を少しでも多く回収できるよう動くことが重要です。一方で、会社側が強引な事実確認や債権回収を行うと違法行為となってしまう可能性がありますので、十分に注意する必要があります。



### 労災事故が起こった時の対応

労災が発生した場合の手続、従業員から損害賠償請求を受けた場合の対応、安全衛生管理体制の整備に関する助言等を行います。労災問題の早期解決のためには、トラブルの初期段階で企業として適切な対応をすることが重要です。



労働問題は、トラブルが大きくなってからご相談にいらっしゃるケースが多いですが、労働法に則した迅速かつ丁寧な対応が必要になるため、初動から法律の専門家である弁護士にご依頼いただくことをおすすめします。

また、KTGグループには労務手続のプロフェッショナルである社会保険労務士が在籍しており、事件解決に向けての補助はもちろん、今後の防止策のご提案など、+αのサポートが可能です。

## 公的機関を利用した解決方法

	あっせん	労働審判	労働訴訟
実施場所	紛争調整委員会	裁判所	裁判所
手続	話し合いによる合意	話し合いによる合意 (不調の場合は審判)	裁判所による判決 (話し合いによる解決も可)
企業側の参加	任意 (不参加の場合は手続終了)	正当な理由なく 不出頭の場合は過料	主張書面未提出で不出頭の場合、 原告の主張を認めたものと みなされる可能性あり
合意・裁判の 内容の効力	民事上の和解契約 (強制執行不可)	合意内容や裁判は裁判上の 和解と同じ効力 (強制執行可)	和解・判決 (強制執行可)
公開の有無	非公開	非公開	非公開
書面等の準備	申請書 (必要に応じ証拠書類)	申立等の主張書面、 証拠書類の提出が必要	訴状等の主張書面、 証拠書類の提出が必要
処理期間	原則1回	原則3回以内で終了	約1年半～2年

## 料金について ※料金はすべて税込表示となります。

ケースに応じて柔軟にご対応させていただきます。まずはお気軽にご相談ください。

相談料 30分 5,500円

着手金 110,000円～

事件の依頼を受けた際にいただく費用

### 報酬金

事件が終了した際にいただく費用

経済的利益	報酬金
3,000,000円以下	17.6%
3,000,000円を超え 30,000,000円以下	11% + 198,000円

### ■報酬金の例

3,000,000円の残業代請求訴訟を提起され、1,000,000円の和解又は判決が確定した場合

#### 経済的利益

3,000,000円 - 1,000,000円  
= 2,000,000円

#### 報酬金

2,000,000円 × 17.6%  
= 352,000円

顧問契約による無料相談や各種費用の割引が可能です。詳細は法人顧問契約の案内をご参照ください。

士業を中心とした  
専門家集団

**KTG GROUP**

KTGグループサイト  
<https://ktg.jp/>

KTGグループ

検索



### 埼玉 JR浦和駅徒歩30秒

弁護士法人KTG 浦和法律事務所  
司法書士法人KTG 浦和司法書士事務所  
社会保険労務士法人KTGパートナーズ  
KTG 浦和税理士事務所

### 神奈川 JR・小田急電鉄藤沢駅徒歩5分

弁護士法人KTG 湘南藤沢法律事務所  
司法書士法人KTG 湘南藤沢司法書士事務所

### 東京 東武東上線上板橋駅徒歩5分

KTG 土地家屋調査士事務所

### 東京 JR代々木八幡駅徒歩5分

KTG 東京税理士事務所

### 群馬 JR高崎駅徒歩10分

司法書士法人KTG 高崎司法書士事務所  
KTG 高崎行政書士事務所